

議案第63号

三朝町監査委員条例の一部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年6月13日

三朝町長 吉田秀光

三朝町監査委員条例の一部を改正する条例

三朝町監査委員条例（昭和45年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p><u>(定期監査)</u></p> <p><u>第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年度1回とする。</u></p> <p><u>2 監査委員は、前項の監査を実施する月を毎年度4月に定め、町長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 監査委員は、第1項の監査を行うときは、20日前までにその日時を町長に通知しなければならない。</u></p>	<p><u>第2条 削除</u></p>

	<p>(議員のうちから選任する監査委員の数)</p> <p><u>第3条 議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。</u></p>
<p>(臨時監査)</p> <p><u>第3条 略</u></p>	<p>(定期監査)</p> <p><u>第4条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年6月及び12月に行う。</u></p> <p><u>2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめ、その日時を町長に通知しなければならない。</u></p> <p>(臨時監査)</p> <p><u>第5条 略</u></p>
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p><u>第6条 略</u></p>
<p>(財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に対する監査)</p> <p><u>第5条 略</u></p>	<p>(財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に対する監査)</p> <p><u>第7条 略</u></p>
<p>(決算の審査)</p> <p><u>第6条 監査委員は、法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、決算及び証書類その他必要な書類を審査に付されたときは、その日から30日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。</u></p>	<p>(決算の審査)</p> <p><u>第8条 監査委員は、法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、決算及び証書類その他必要な書類を審査に付されたときは、その日から20日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。</u></p>
<p>(健全化判断比率等の審査)</p> <p><u>第7条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたときは、その日から30日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。</u></p>	

<p>(現金出納の検査)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(基金運用状況の審査)</p> <p><u>第9条</u> 監査委員は、法第241条第5項の規定により基金の運用の状況を示す書類を審査に付されたときは、その日から<u>30日</u>以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の決定等)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(告示及び公表)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(公印)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(事務局の設置)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(現金出納の検査)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(基金運用状況の審査)</p> <p><u>第10条</u> 監査委員は、法第241条第5項の規定により基金の運用の状況を示す書類を審査に付されたときは、その日から<u>20日</u>以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の決定等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(告示及び公表)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(公印)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(事務局の設置)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。